第 一千六百二十五号

Н

平成二十八年

八月一日 月

曜

### 目 次

### 告

○平成二十八年度製菓衛生師試験の実施………………………………七○五 ○採石業務管理者試験の実施 …………………………………………………七○六 人事委員会

○平成二十八年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……七○六 查委員

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議………………七○九 ○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況…………………………七一○

### 公 告

平成二十八年度製菓衛生師試験の実施

八年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号) 第四条第一項の規定により、 平成二十

平成二十八年八月一日

後

山梨県知事

試験日時 平成二十八年十一月十四日 (月) 午後一時二十分から午後三時三十分ま

二 試験場所 甲 ·府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技
- 受験資格 次のいずれかに該当する者

Ш

梨

県

公

報

第二千六百二十五号

平成二十八年八月

日

- 1 として必要な知識及び技能を修得したもの 生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師 二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 じ。)であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設 るところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同 又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定め 校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中 等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学 (地域の自主性及び
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であって、二年以上菓子製造業に従事したも
- 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者 (学校教育法 第五十七条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、 において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至ったもの 同日
- Ħ. 部衛生薬務課に提出すること。 下同じ。))に提出すること。ただし、 受験願書の提出方法 住所地を所管する保健福祉事務所 山梨県外に住所を有する者は、 (保健所(支所を含む。以 山梨県福祉保健
- 六 受験願書の受付期間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで 平成二十八年十月三日(月)から同月七日 (金) までの日の
- 提出書類

受験願書

- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
- 4 メートル)、無帽、正面上半身のもので、 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型(縦九センチメートル、横五・五センチ 裏面に撮影年月日及び氏名を記載したも
- 5 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免 除を受けようとする者にあっては、当該免除を受ける資格を有することを証明する
- 八 受験手数料 九千四百円 (受験顧書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証 も還付しない。) を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合で
- 合格者の発表 平成二十八年十一月二十九日 火 午前十時に山梨県庁防災新館東

Ш

側及び各保健福祉事務所 験番号で発表する。 (保健所) の掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受

### +問い合わせ先

〇五五五—二四—九〇三三	目二番五号	生課 務所(富士·東部保健福祉事 山梨県富士·東部保健福祉事
〇五五六一二三一八一五一	七百七十一番地二	(峡南保健所) 衛生課山梨県峡南保健福祉事務所
〇五五三—二〇—二七五一	番地一	(峡東保健所) 衛生課山梨県峡東保健福祉事務所
〇五五一一 三二一三〇七一	四号	衛生課 化支所 (中北保健高祉事務所峡山梨県中北保健福祉事務所峡
〇五五—二三七—一三八二	甲府市太田町九番一号	(中北保健所) 衛生課山梨県中北保健福祉事務所
〇五五—二二三二—一四八九	番一号甲府市丸の内一丁目六	山梨県福祉保健部衛生薬務課
電話番号	住所	所属

# 採石業務管理者試験の実施

採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、

平成二十八年八月一日

山梨県知事 後

斎

試験日時 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 平成二十八年十月十四日(金)午前十時から正午まで 山梨県庁防災新館四〇六会議室

> $\equiv$ 受験資格 年齢、 性別、 学歴、 居住地及び国籍を問わない。

試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置 に関する技術的な事項 岩石の採掘、発破、破砕選別、 汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生

### Ŧī. 受験手続

提出書類

受験願書

影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚をのり付けすること。) メートル、横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮 理者試験受験票(控)には写真(受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチ 採石業務管理者試験受験票(控)及び採石業務管理者試験受験票(採石業務管

付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなか った場合でも還付しない。) 受験手数料 八千円 (受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り

2

六 受験願書受付期間 平成二十八年九月二十三日(金)から同年十月七日(金)まで のあるものは有効とする。 日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月七日までの消印 の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く

八 合格者の発表 平成二十八年十一月四日 (金) に山梨県庁防災新館東側掲示板及び する。 山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課

九 その他

1 試験当日持参するもの

受験票

筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課 四五)に問い合わせること。 (電話○五五—二二三—一六

# 人事委員会

平成二十八年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

Ш

平成二十八年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月一日

山梨県人事委員会

委員長職務代理者

小 俣

也

試験職種及び採用予定人員等

社会福祉II		試験職種
2名程度		採用予定人員
土に俺 年間 政寺 で利用名 (元里) の生命 文侯寺の来務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。	(対対・大型を外が出す (対対・	職務内容等

### 受験資格

昭和32年4月2日以降に生まれた者

2

- 民間企業等における職務経験を5年以上(平成28年3月末現在)有する者
- て、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算でき るものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか 一の職歴に限るものとする。 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等とし
- イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第 (当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。)に1年以上継続 4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動 して参加した期間は含むことができる。
- 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は
- 社会福祉主事、児童指導員もしくは社会福祉士の資格を有する者

3

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者 ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者

②児 童 指 導 員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条 例第63号) 第59条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- の他の養成施設を卒業した者 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校そ
- 社会福祉士の資格を有する者
- 精神保健福祉士の資格を有する者
- めて卒業した者 . 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修
- た者 より、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められ、。 育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことに 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教
- カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、 教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常 た者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定し の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業し

た者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めた

三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認め

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

ただし、 次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- 日本国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の目から2年を経過しな
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法
- 試験案内掲載日(山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載)

平成28年8月12日(金)

2

受付期間

Ξ

- ・平成28年8月12日 (金) から平成28年9月2日 (金) まで
- ・平成28年9月2日(金)は、午後5時15分までに正常に受信したものに限 り受け付ける。
- 受付時間

(3)

期間中、常時受付

受付方法

(4)

インターネットによるものとする。

# 試験日及び試験会場

第 2 次 與 於		第1次試験	×
第2回	第1回	八試験	分
平成28年10月29日 (土) 又は平成28年10月30日 (日) のいずれか指 定する1日	平成28年10月16日(日)	平成28年9月18日(日) (受付時間) 午前8時30分から 午前8時50分まで	試 験 日
山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)		山梨学院大学(甲府市酒折二丁目4-5)	試 験 会 場

וני	
翻灯	
鄹	
大洪	
#	

: [		髁	次試	能 2				. 武 験	第1次			区分
	資格調查	論文試験 【試験時間90分】		人物試験		【試驗時間120分】	専門試験		【試験時間120分】	教養試験		試験種目
	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。	表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行 う。	社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。	公務員として、職務遂行に必要な素質及び適性を有するか どうかについて、適性検査を行う。	【出題分野】 社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概 論、心理学概論	<ul><li>出題数は30題とする。</li></ul>	試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。	【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈	<ul><li>・出題数は40題とする。</li></ul>	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。	内

- 第1次試験は、活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。
- 集団討論及び論文試験の課題は、試験日の前日までに人事委員会事務局において決定
- する。 《 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の合計得点の高い順、最終合格者は、 第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順位に、それぞれ決定する。ただし、次の 表に掲げる基準に該当する場合は、合計点が高くても不合格となることがある。

٠.			
		第1次試験	区分
	専門試験	教養試験	試験種目
オ・井洋 キャー・ア・コード オート・トローク コートラート はっちょう	得点が配点の3割未満の場合	得点が配点の3割未満の場合	基 準

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、 合格得点が高くても不合格となることがある。

、 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合には、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

## 合格者の発表

合格発表日

最終合格者発表 第1次試験合格者発表

(2)

平成28年9月30日(金)

平成28年11月4日(金)

通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ/職員採用サイトにも掲載 合格発表の方法等 各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で

民間企業等の職務経験が8年である場合、237,000円程度となる。 採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。) は、例えば、30歳で なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

給される。 このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支

### その街

- (1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験集団討論及び論文試験 の課題の出題例は、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載するとともに、山梨 県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「平成28年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

### 監 査 委 員

# 山梨県監査委員告示第六号

たので、次のとおり告示する。 より、包括外部監査人三神治彦の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調っ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定に

平成二十八年八月一日

山梨県監査委員

白渡小小 邉 泉 野 英 久

同同同

壁 賢 機司浩

柏原岳人	尾 方 智 紀	大田和 俊 彦	江 口 進	池田理恵	朝倉文彦	補助する者の氏名
四番一一号四番一一号	三号県	一神奈川県小田原市桑原六七番地の	丁目八二八番地 可目八二八番地	号 三八号 山梨県甲	番地一四	名 補助する者の住所
摩区枡形五丁目	ヒカワフラット二〇二号甲府市下飯田一丁目六番二	桑原六七番地の	瑞穂第二ビル三原区新丸子東一	グランヴィ上石田四一三府市上石田二丁目三〇番	原区西加瀬一二	の住所
平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	補助できる期間

Ш

梨 県 公

年 末 木 徳 夫 山梨県甲府市大里町一九五六番地 平成二十八年八月五日~	本       徳       夫       山梨県甲府市大里町一九五六番地         木       徳       夫       山梨県北村市長坂町中丸一九五六番地         木       徳       子       山梨県北村市長坂町中丸一九九六         番地       工       丁目一一〇〇番地一二 M三四〇二三号         上       一       一         上       一       一         一       一       一         上       一       一         上       中奈川県和模原市南区上鶴間六丁         上       一       一         上       中奈川県平塚市西八幡一丁目二番         上       中奈川県平塚市西八幡一丁目二番         大号       一								
徳 夫 山梨県甲府市大里町一九五六番地 徳 夫 山梨県甲府市大里町一九五六番地	徳 夫 山梨県甲府市大里町一九五六番地 徳 夫 山梨県甲府市大里町一九五六番地	守	松	福	前	野	鈴	鈴	末
表 山梨県甲府市大里町一九五六番地 五	表 山梨県甲府市大里町一九五六番地 五	屋	野	永	田	口	木	木	木
五 上梨県甲府市大里町一九五六番地 五 上梨県甲府市大里町一九五六番地 五 上梨県甲府市大里町一九五六番地	五	和	俊	裕	安		博	尚	徳
県甲府市大里町一九五六番地県甲府市大里町一九五六番地県甲府市大里町一九五六番地県川崎市高津区北見方二丁番二二一三五七号 県都留市下谷四丁目四番三二川県川崎市寿町一二番四一二番四号 「中府市寿町一二番四号」 「中府市寿町一二番四号」 「中京区新丸子東三川県相模原市南区上鶴間六丁八番一三号」「中京区新丸子東三川県相模原市南区上鶴間六丁八番一丁目二番四号」 「中京である。」 「中京では、「中京である。」 「中京である。」 「中京である。」 「中京である。」 「中京である。」 「中京である。」 「中京では、「中	県甲府市大里町一九五六番地県甲府市大里町一九五六番地県甲府市大里町一九五六番地県川崎市高津区北見方二丁番二二一三五七号 県都留市下谷四丁目四番三二川県川崎市市原区新丸子東三川県相模原市南区上鶴間六丁八番一三号 FIORE二〇 M三四〇 M三四〇 M三四〇 M三四〇 M三四〇 M三四〇 M三四〇 M三四	徳		子	正	茂	之	道	夫
平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           平成二十八年八月五日~           中成二十八年八月五日~           中成二十八年八月五日~           中成二十八年八月五日~           中成二十八年八月五日~           日	平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       平成二十八年八月五日~       中成二十八年八月五日~       中成二十八年八月五日~       中成二十一八年八月五日~       中成二十一八年八月五日~       中日	六号	府市寿町一	三号 目一六番一三号 FIORE二〇目一六番一三号 FIORE二〇	梨県都留市下谷四丁	丁目一一〇〇番地一二 M三四〇二	番地一山梨県北杜市長坂町中丸一九九六	目六番二二—三五七号神奈川県川崎市高津区北見方二丁	五山梨県甲府市大里町一九五六番地
		一十八年八月五日~一十八年八月五日~	成二十八年八月五日~成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年八月五日~	十八年八月五日~	十日	十八年八月五日~

とおり公表する。

平成二十八年八月一日

山梨県監査委員

小

野

浩

山梨県監査委員告示第七号

より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次の

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定に

同同同

白渡 小 壁 邉 泉

賢英久

一機司

七一0

提出されるように徹底しなければならな

## 監査対象事項

地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について

## 2 監査の結果に関する報告の公表

平成 28 年 4 月 28 日付け山梨県公報号外第 28 号

# 監査の結果に基づき講じた措置の内容

施

屈

## 業費補助金補助対象者承認事務及び同補 所管する4事務(小規模事業経営支援事 個人情報掲載文書の保管方法の不備

わらず、保管場所のロッカーに施錠等の対 れた行政文書が保管されているにもかか 金交付事務) について、個人情報が記載さ 助金交付事務、中小企業連携組織対策事業 費補助金補助対象者承認事務及び同補助 策が描されていなかった。

導入を検討すべき。少なくとも退勤時には 情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の 施錠保管できるよう対処する必要がある。 許可のない閲覧や盗難・不注意等による

# たしいて 企業化状況報告書の提出期限の遵守

把握し、支援を実施することが補助目的に 策の効果を測定し、施策の見直し等を判断 報告書を適時に提出させることにより、施 内に提出されていないものが散見される。 ばならないと定められているが、当該期間 書を、要綱で定める期間内に提出しなけれ 補助事業の完了後5年間、企業化状況報告 し、また、補助事業者が必要とする支援を 補助金交付要綱において、補助事業者は

も適うものである。 補助事業者に対して報告書を期間内に

> 罪  $\vec{\Box}$ 7 描 睴

保管することとした, ては、鍵付ロッカーに収終し、施錠して 個人情報が記載された行政文書につい

行っていくこととした。 業者一覧表を作成し、提出の進捗管理を 報告書の提出期限等を整理した補助事

限前に連絡を行うなど、期限内提出を徹 風していく。 今後は、提出対象企業に対し、報告期

> 直しにしいて 市場金利動向を反映した貸出金利見

疝

糶 C 7 描

鯝

する規程は整備されていない。 げを行った制度を除き、引き下げはされ ていない。また、貸出金利の見直しに関 見直されたが、以後、個別に金利引き下 制度融資の貸出金利は、平成19年に

あることから、規程を整備し、適時に見直 反映した貸出金利の見直しを行う必要が しを行うべきである。 制度融資においても、市場金利の動向を

# 個人情報掲載文書の保管方法の不備

は施錠保管できるよう対処する必要があ の導入を検討すべき。少なくとも退勤時に る情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等 た。許可のない閲覧や盗難・不注意等によ カーに施錠等の対策が施されていなかっ れているにもかかわらず、保管場所のロッ 個人情報が掲載された行政文書が保管さ 所管する旅行業者等登録事務について

債務者区分の判定経緯の記録の不備

その判断経緯を明確にし、具体的説明を記 っており、この「実質的判定」に関しては を総合的に勘案して実質的に判定して行 態等の形式的な要素だけでなく他の要素 備貸与事業債権管理基準」に従い、財政状 なったおくこととされている。 債務者管理のための債務者区分は、「設

行うに至った経緯を説明した文書を整備 見受けられた。形式的区分と異なる判定を 書がなく、判定の経緯が不明瞭な債務者が しかしながら、具体的説明を記録した文

| 向等を総合的に勘案して貸出金利を決定 動等に合わせ、金融機関や他県の金利動 していくこととした。 金利見直しの仕組みを整備し、経済変

保管することとした。 ては、鍵付ロッカーに収納し、施錠して 個人情報が記載された行政文書につい

底していくこととした。 なった経緯を明確にした書類の整備を徹 定と異なる判定となった場合、判定が異 き判定した結果、実質的判定が形式的判 「設備貸与事業債権管理基準」に基づ

6 延滞先からの決算書類入手の不備について 自己査定に際し、延滞先から決算書を入
--

價権の状態が適時更新されていなかったため、誤った分類で自動更新されている求價権があった。 賃権があった。 基礎データの更新は適時行い、適切な分類による合理的、効果的な管理回収を実施すべきである。	10 求償権分類のための基礎情報の更新 遅延について 「求償権分類内規」では、システムに入 「水償権分類内規」では、システムに入 力した求償権の状態(回収見込、回収見込 なし等)に応じて、毎月末に求償権の分類 (良好、普通、不良)をシステム上で自動 更新することと定めている。	9 個人情報掲載文書の保管方法の不備について について 所管する事務について、決算書等の個人 情報が記載された文書の保管庫に施錠等 の対策が施されていなかった。許可のない 閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを 防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討す べき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。	指摘事項
	債務者の実態に変動が生じた場合は、 その都度、基礎データの更新を行うこと を徹底していくこととした。 また、求債権が正しい分類で更新されているか、半年ごとに入力内容の点検を 行っていくこととした。	個人情報が記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して 保管することとした。	講じた措置